

2019 年 6 月 18 日  
北伊勢上野信用金庫

## 「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の改定について

北伊勢上野信用金庫（三重県四日市市、理事長 市川克美）は、2019 年 4 月 1 日より、2019 年度税制改正による「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限の延長等制度改正に伴い、「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」を改定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 対象となる規定 教育資金贈与税非課税措置に関する特約
2. 改定日 2019 年 4 月 1 日
3. 主な改定内容（特約の一部抜粋、変更箇所は赤字下線部）

#### 1.（特約の適用範囲）

- (1) (省略)
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
  - ①～② (略)
  - ③ 預金者が前号の契約にもとづき 2013 年 9 月 2 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、預金として預け入れること
  - ④ 前号による預入れが属する年の前年における預金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
  - ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として 1,500 万円を超える金額が記載されていないこと
  - ⑥～⑧ (略)
- (3) (省略)

#### 2～3 (省略)

#### 4.（贈与者死亡時の定め）

第 1 条第 2 項第 3 号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者からその死亡前 3 年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前 3 年以内に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① 当該預金者が 23 歳未満である場合
- ② 当該預金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

#### 5～11 (省略)

#### 12.（終了事由）

この特約は、普通預金・決済用普通預金規定にもとづき、当金庫が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

- (1) 預金者が 30 歳に達したこと 預金者が 30 歳に達した日  
ただし、2019 年 7 月 1 日以降に預金者が 30 歳に達する場合は、預金者が 30 歳に達した日において、以下の①または②のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以降については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合における、その年の 12 月 31 日または当該預金者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。
  - ① 当該預金者が学校等に在学している場合
  - ② 当該預金者が教育訓練給付金の支払い対象となる教育訓練を受講している場合
- (2) ～ (3) (省略)

#### 13～17 (省略)

以 上

（本件に関するお問合せ先）

|    |               |                  |
|----|---------------|------------------|
| 担当 | 北伊勢上野信用金庫 業務部 | TEL 059-354-9971 |
|----|---------------|------------------|